労働安全衛生法の規定による

粉じん作業従事者
（法定特別教育）
講習会開催のご案内

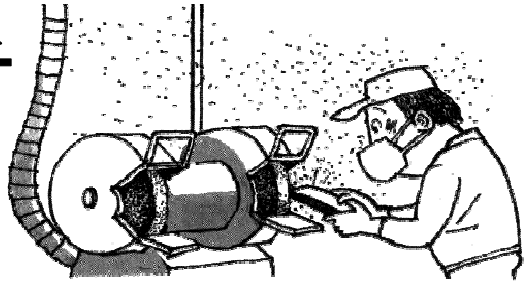

主　催　　一般社団法人　名北労働基準協会

＜ご 案 内＞

労働安全衛生法第５９条第３項、粉じん障害防止規則第２２条の規定では、事業者は粉じん作業に従事する労働者に対し特別教育を行うことを義務づけています。

今日においても、じん肺及びじん肺合併症の業務上疾病者は依然として多発しています。当協会では事業者に代わって粉じん作業従事者特別教育を下記のとおり開催いたしますのでぜひご利用ください。

●日　時　　２０１９年 ７月２９日（月）

午前９時３０分～午後４時３０分

●会　場　一般社団法人　名北労働基準協会　３階　大会議室

名古屋市北区清水１－１３－１　　TEL(０５２)９６１－１６６６

※受講票送付時に、会場の地図をお送りいたします。
※会場には受講者専用駐車場がありません。公共交通機関でお越しください。
車にてお越しの場合は、近隣に格安駐車場があります。
充分時間を見ていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

【講習内容】

・粉じんの発散防止および作業場の換気の方法
・作業場の管理
・呼吸保護具の使用の方法
・粉じんに係る疾病および健康管理
・関係法令

会場略図

その他　　講習修了者には「修了証」を交付します。

＜申込要領＞

対　象　　粉じん作業従事者 **（満１８歳以上）**
※年齢制限がございますのでご注意ください。

定　員　　５０名(定員になり次第締め切ります)

会　費　　会　員　９，２５０円　　非会員　１２，３４０円
（テキスト・資料代・昼食代・消費税を含みます）

講習会のお申込み受付は、(一社)名北労働基準協会の協会員を優先といたします。

＜　講習会等のお申し込みについて及び申込書　＞

お申込方法　下記のいずれかの方法にてお申し込みください。
①申込書を事務局まで郵送またはファクシミリにてご送付のうえ、
　会費を銀行へお振込みください。
②申込書に会費を添え、事務局宛で現金書留にてご送付ください。
③申込書に会費を添え、事務局までご持参ください。

お申込先　一般社団法人　名北労働基準協会　総合受付
〒４６２－８５７５　名古屋市北区清水１－１３－１
TEL(０５２)９６１－１６６６　FAX(０５２)９６２－１６７０

お振込先　三菱UFJ銀行　黒川支店　普通預金　**No.0724805**
一般社団法人　名北労働基準協会
<ご注意>　名北協会にはお振込み先がいくつかございます。今一度ご確認ください。

そ　の　他　お手数ですが、開催日の１４日前までに会費をご送金ください。
受講票は、開催日の７日前にお送りいたします。
(講習会は直前でも受付できる場合がございます。お電話にてお問合せください。)

講 習 会 等 申 込 書 （コピー可）

申込日　　年　　月　　日

粉じん作業特別教育

2019 年 7 月 29 日

事業場	会員番号※								
	名　称					ご記入ください。非会員事業場のみ	フリガナ 事業場名		
	所在地 メールアドレス	〒					業　種		
	電話番号	TEL（　　）　－ FAX（　　）　－					従業員数		
受講者	講習番号 記入不要	受講番号 記入不要	氏　名		所属部署･役職名		性別 生年月日		
			フリガナ				男・女 S・H　年　月　日		
			フリガナ				男・女 S・H　年　月　日		
会費支払方法	月　　日頃（銀行振込　・　現金書留　・　事務局持参）にて支払予定								
受講票送付先	受講者本人・担当者（部署職名　　・　　様）								

※会員番号　名北労働基準協会員のみご記入ください。（郵送時封筒に記載されている番号です。）
※この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料として使用し、
　受講者のご同意なく目的外の利用を行うことはありません。
※講習会についてご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

(一社)名北労働基準協会　事業企画推進部　TEL(０５２)９６１－３６５５
http://www.meihokurouki.or.jp/　　<e-mail>anzenkyouiku@meihokurouki.or.jp